

佐賀県庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格停止等の措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀県庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格停止等の措置要領(以下「要領」という。)の円滑な運用を図るため、期間の加算(要領別表第1及び別表第2に限る。)等必要な事項を定めるものとする。

(期間の加算)

第2条 次の各号に該当するときは、要領別表各号の期間(短期)にそれぞれ1か月を単位として加算するものとする。

- (1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき
- (2) 2以上の契約違反等(要領別表第1第4号に該当)又は不正若しくは不誠実な行為(要領別表第2第11号に該当)が行われたとき
- (3) 違反行為が2年以上続いていたとき
- (4) 代表役員又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき

2 次の各号に該当する場合は、要領別表各号の期間(短期)にそれぞれ2か月を単位として加算するものとする。

- (1) 談合決別宣言を行っているとき
- (2) 違反行為を主導していたとき
- (3) 独占禁止法違反により、刑事告発がなされたとき
- (4) 要領第4条各号に該当するとき
- (5) 発注機関が異なる契約等で違反行為が確認されたとき

3 前2項の規定にかかわらず、社会に与える影響が重大又は極めて悪質と認められる場合は、1.5倍を限度として期間を加算することができる。

(措置の初日)

第3条 措置の初日は、入札参加資格停止を通知した日の翌日とする。この場合において、その日が佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日に当たるときは、その翌日とする。

附 則

この基準は、平成24年3月13日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から適用する。